

京都府中小企業応援条例の一部改正案の骨子に対する意見募集結果

1 意見募集の期間 令和3年12月16日(木)～令和4年1月12日(水)

2 意見募集の結果 21件

3 御意見の要旨及びそれに対する京都府の考え方

項目	御意見の要旨	京都府の考え方
1 現行条例 の評価	中小企業応援条例は、府の中小企業支援を分かりやすく示すとともに、変化する経済環境にも細やかに対応するべく定期的に見直されるなど非常に意義がある。	中小企業応援条例では、中小企業の状況に応じた支援を総合的に実施することと記載しており、今後とも、社会経済情勢にきめ細かく対応した施策展開を図るため、必要な見直しを行い、経営の安定から成長発展まで一貫した支援を実施してまいりたいと考えております。
2 条例改正に 対する賛同	創業等に係る経営の重要なポイントとして、技術の検証や経営の教育が認識されているなど、正しい改正の方向と考える。	今回の改正により、産業の分業体制を支える担い手不足、社会の諸課題や経済情勢の著しい変化に対応できる持続性の高い産業構造の形成を図ってまいりたいと考えております。
3	改正の内容は、いずれも時宜を得たものと思われる。	
4 企業等連携 の推進	自社の強みに基づいて他の企業と連携して新しいビジネスに繋げる支援を推進して欲しい。	高度な技術を有する企業、大学や研究機関の集積など京都の優位性も生かし、事業の継続・付加価値向上等を目指した企業間や産学間の連携を推進するため、様々な分野や業態の方との交流機会の提供や、グループ形成から本格的な事業展開を促進する補助金などの支援を実施してまいりたいと考えております。
5	大企業や大学など様々な分野の方々との連携に向けた出会いの場づくりをして欲しい。	
6 創業等 の促進	今回の改正は、スタートアップなど府内で起業しようとする方にとって大きな励みになる。	スタートアップ企業は、柔軟な発想と優れた技術で新たな成長事業を創出する企業と捉えており、社会の諸課題や経済情勢の著しい変化に対応できる持続性の高い産業構造の形成にも重要であると考えております。 こうしたスタートアップ企業を含む創業等を促進するため、今回の改正により、インキュベーション施設の提供など従来の創業支援に加え、技術実証施設の提供や、教育機関との連携による起業教育の推進などの拡充を図り、府内中小企業の振興に取り組んでまいりたいと考えております。
7	スタートアップ企業という言葉の意味を分かるようにしてほしい。 その支援にあたっては、府内等での経済活動を条件としてほしい。	
8	開発途上の技術を実証できる場が提供されることに期待している。	
9	創業だけでなく、経済動向に対応した業種転換などについても、相談や資金支援をしてほしい。	

項目		御意見の要旨	京都府の考え方
10	社会課題の解決	様々な社会問題の解決に向けて、中小企業が重要な役割を果たすことを追記されたことは良い。	経営者の一層の高齢化に伴う廃業の増加など産業の分業体制を支える担い手企業の不足、脱炭素対応、人口減少による構造的な担い手不足など社会の諸課題への対応の必要性の増大、POSTコロナ時代に大きく変貌を遂げる社会経済情勢への対応の必要性の増大を踏まえ、多様な連携の推進、それらをプロデュースする人材の育成、新技術の実証等の支援の強化を図ってまいりたいと考えております。
11		社会や地域の課題解決は、ビジネスに繋がるものであり、経営の安定や成長発展にも寄与するもので大切である。	
12	失効期限の延長	納税、財源等の観点から、時限措置は失効すべき。	社会経済情勢が著しく変化する中で、中小企業の成長発展のためには、研究開発や知的財産の活用等が重要であるため、引き続き、「研究開発等事業計画」の認定（元気印中小企業認定）及び「知恵の経営」の認証及び支援を行ってまいりたいと考えております。
13		中小企業の成長発展に繋がる支援を継続してほしい。	
14	事業の承継等	事業承継について、相談や融資等の支援を強化してほしい。	経営者の高齢化が進む中で、京都府では、商工会・商工会議所、金融機関等との連携体制の下、京都商工会議所がM&A支援を重点的に行う「事業承継・引継ぎ支援センター」を、京都産業21が後継者マッチングを重点的に行う「京都中小企業事業継続・創生支援センター」をそれぞれ設置し、オール京都で事業承継の支援を行ってきました。 中小企業の事業の継続は、雇用や産業の維持継続だけでなく、様々な地域の課題解決にも重要であることから、引き続き、関係機関を含めたオール京都で、事業承継支援に取り組んでまいりたいと考えております。
15		中小企業の生産性向上のため、会社間の合併に注力すべき。	
16	知的財産の活用	中小企業等の成長に資する方策として、知的財産の活用について多面的な支援策が定められ、一定の成果が出ている。	知的財産その他の無形資産は企業の付加価値の向上や競争力の強化に重要であり、関係機関とも連携し、中小企業応援条例に規定する「知恵の経営」や表彰制度によるPR、相談会やセミナー等による人材育成、さらにグローバル展開を見据えるスタートアップ企業の知財戦略の支援などを総合的に進めてきたところです。 今後とも、大学や研究機関、高度な技術を有する企業の集積などの京都の優位性も生かして、中小企業が保有する知的財産の活用を支援し、府内中小企業の経営の安定や成長発展等を図ってまいりたいと考えております。
17		連携を支援するコーディネータ等に対する知的財産の重要性を含めた教育や、経営者への知的財産の気づきの醸成、知的財産と経営の連携支援を強化すべき。	
18	産業界等との連携	緊密な連携を行うとされる「産業界等」の「等」は、どのようなものを想定されているのか。 また、匿名組合は該当するか。	中小企業の研究開発等を支援する大学や研究機関、創業等を支援する投資家などを想定しています。 なお、営業者と匿名組合員の双務契約とされる「匿名組合」は、産業界等には該当しないと考えております。

項目	御意見の要旨	京都府の考え方
19	<p>経営の安定等に関する相談</p> <p>第5条第1項に規定する経営の相談の実施において連携する団体は限定せず、その他の中小企業を支援する団体も加えて欲しい。</p>	<p>第5条に規定する施策については、商工会・商工会議所の経営支援員及び中小企業団体中央会の指導員並びに公益財団法人京都産業21の経営支援職員を核として結成された「中小企業応援隊」において実施することとしておりますが、中小企業の状況に応じた総合的な支援については、様々な支援団体と連携して実施することとしております。</p> <p>引き続き、あらゆる施策を動員し、それぞれの中小企業の置かれた状況に応じた支援を展開してまいりたいと考えております。</p>
20	<p>小規模企業の振興</p> <p>小規模企業振興の施策を条例に組み込むこと、又は、別途小規模企業を振興する条例を制定し、小規模企業の振興を図るよう強く願う。</p>	<p>中小企業応援条例においては、その制定以来、小規模な企業を含む中小企業の振興を図ることを目的として、その状況に応じた支援を総合的に実施しています。今回の改正においても、小規模な企業を含む中小企業が、経済のみならず産業基盤や地域社会の維持・形成等において果たす役割の重要性を明記した上で、引き続き、その振興を図ってまいりたいと考えております。</p>
21	<p>予算等</p> <p>支援における「予算の範囲内」は、京都府の予算のどの範囲なのか。</p>	<p>京都府の各年度の一般会計予算の範囲内において、中小企業の振興を図るための必要な施策を効果的に実施してまいりたいと考えております。</p>